

市議会臨時会提出議案

山 形 市

令和 7 年 4 月臨時会議案目次

議案番号	件名
議第 43 号	山形市監査委員の選任について
報第 1 号	専決処分の承認について（山形市市税条例の一部改正について）
報第 2 号	専決処分の承認について（山形市国民健康保険税条例の一部改正について）

議第43号

山形市監査委員の選任について

次の者を、本市監査委員に選任することについて、同意を求める。

令和7年4月16日提出

山形市長 佐藤 孝弘

鈴木 進

理 由

本市監査委員のうち、浅野弥史委員が辞職したことに伴い、新たに監査委員を選任しようとするものである。

報第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年4月16日提出

山形市長 佐藤 孝 弘



専第8号

山形市市税条例の一部改正について

山形市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

山形市長 佐藤 孝 弘

別紙

山形市市税条例の一部を改正する条例

山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第25条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第52条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第69条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第74条の2第2項第2号中「同法第2条第15項」を「番号法第2条第16項」に改める。

第74条の3第2項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「第2項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第116条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第124条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則中第11条の12を第11条の13とし、第11条の11を第11条の12とし、第11条の10の次に次の1条を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の特例等）

第11条の11 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区

分所有に係る家屋については、前条の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前条の規定にかかわらず、同項の規定を適用することができる。

附則第29条中「第34項まで、第37項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第69条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年4月16日提出

山形市長 佐藤孝弘



専第9号

山形市国民健康保険税条例の一部改正について

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

山形市長 佐藤 孝弘

別紙

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山形市国民健康保険税条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第20条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の山形市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。